

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年10月20日（平成29年（行情）諮問第412号）

答申日：平成30年10月2日（平成30年度（行情）答申第244号）

事件名：刑事参考記録一覧等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月25日付け法務省刑総第857号をもって法務大臣（以下「法務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、①刑事参考記録一覧は保存庁しか明らかにされていないが、黒塗り（非開示）とされた部分の情報を明らかにされたい。また、②刑事参考記録の指定についての資料（平成27年度、28年度）についても、黒塗り（非開示）とされた部分の情報を明らかにされたい。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び各意見書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

##### （1）審査請求書

私（審査請求人。以下同じ。）は現在、刑事確定訴訟記録法（以下「記録法」という。）の運用状況について、研究しています。その研究のために、保管記録の一覧と、保管記録の指定状況を知る必要があって、情報公開請求をしましたが、一覧については保管庁以外はすべて黒塗りとされ、指定状況に関しても氏名、罪名、刑名刑期、確定年月日、さらには記録の冊数まで黒塗りされました。

記録法では、保管記録について以下のように定められています。（略）

これを見る限り、刑事参考記録は学術研究などの目的で必要と認められれば、閲覧させることが前提です。ただ、保管するだけでなく、「刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料」として活用するために保管しているものです。

しかし、どういう事件が刑事参考記録とされているのかを明らかにしないのでは、閲覧の「申出」さえしようがありません。今回の非開示は、法律の趣旨に反するものと言わざるをえません。

また、リストの開示や指定状況で事件を特定することが、被告人だった人の改善や更正を妨げるものとは思えません。とりわけ、罪名、確定年、刑名刑期、記録の冊数が、そのような影響を与える可能性は皆無です。

以上の理由から、今回黒塗り（非開示）とされた情報の開示をさせていただきたくお願いするものです。

## (2) 意見書 1

### ア 請求の趣旨

(ア) 刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条と記録法9条の趣旨を踏まえて、文書1（刑事参考記録一覧）の罪名、確定年、刑名・刑期、備考の情報すべて、文書2、3（平成27年度と28年度の刑事参考記録指定上申書）についても罪名、確定年月日等、冊数、上申の理由及び参考事項、事件の概要等の情報すべての開示をせよとの決定を求める。

(イ) 氏名についても、憲法が保障する知る権利や刑訴法の趣旨、著名事件ではすでに広く公表され、少なからぬ事件で記録の保管期間を終了した後も折に触れて伝えられている現実や慣行を踏まえ、例外的なケースを除き、出来る限り開示すべきとの決定を求める。

### イ 私の立場

私は、ジャーナリストとして30余年、様々な裁判を見てきた。遮へい措置や証人まで匿名化する近年の法廷のありようや刑事確定記録の閲覧状況を見るにつけ、裁判の「公開」が後退しているのではないか、という問題意識から、今春、特定勉強会を立ち上げた。そこでは、研究者や法曹関係者、ジャーナリストらの知識や経験を参加者が共有すると共に、意見交換をして、あるべき司法の姿について研究しているところである。

### ウ 審査請求に至る経緯

そうした研究の中で、「刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な資料」となる記録については、保管期間終了後も「刑事参考記録」として保存を定めた記録法9条が、適切に運用されているのかに関心を抱き、そのリストや2年分の決定過程が分かる資料の開示を法務省に請求した。

ところが、文書1は元々保管してあった検察庁名以外はすべて黒塗りされ、文書2、3についても、どのような事件かを示す情報のほか、冊数に至るまで黒塗り状態だった。

これでは、いかなる事件が「刑事参考記録」とされ、あるいはされていないのかがまったく分からず、その運用が適切であるかどうか、まったく確認できない状況であった。

また、後述のように記録法によれば、「刑事参考記録」は、「学術研究のため必要があると認める場合」等には閲覧に供せられることが前提であるが、どのような事件が「刑事参考記録」として保管されているのかが分からなければ、閲覧の請求すらできない。

このような対応は、憲法で保障されている「知る権利」、刑訴法や記録法、さらに情報公開制度の趣旨に反すると考え、今回の審査請求に至った。

なお、諮問庁の「理由説明書」には、「対象文書の一部を不開示とした」との表現があるが、これは日本語の使い方として間違っている。「対象文書のほとんどを不開示とした」もしくは「対象文書のごく一部を開示した」が正しい。

## エ 裁判記録についての原則は公開

刑訴法53条では、「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」とうたわれている。これが、裁判記録の閲覧に関する大原則である。同条はその後にただし書があり、記録法でも閲覧させない場合が列挙されているが、いずれも例外を示したものである。

この原則と例外を逆転させてはならない。

では、刑訴法ではなぜこの原則を定めたのか。現行刑訴法が制定された昭和23(1948)年の第2回国会で政府委員は、その趣旨を次のように説明している。

「何人も、被告事件の終結後、原則として訴訟記録を閲覧できるものといたしましたのであります。これは裁判の公正を担保する趣旨に出でたものであります」

つまり、憲法82条で定められた裁判公開の原則に基づき、現に審理が進行中の法廷が公開されるだけでなく、その終結後も記録を国民がアクセス可能な状態におくことで、裁判の公正さを事後的にも担保し、さらには国民の司法への理解と信頼を深めるところに、その目的はある。

今回の理由説明書は、「裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保すること等の基本的な理念に基づき実施されているものであ」るが、記録の閲覧についてはそうでないような書きぶりであるが、この記述は刑訴法53条の趣旨を誤解させかねない。

記録の公開も、また「裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保すること等の基本的な理念に基づき実施」すべきものである。

## オ 大事なものは原則を踏まえたバランス

もちろん、世の中は原則だけで回っているわけではない。様々な権利や考えや要望が対立することもある。状況によって例外を作り、あるいは多角的に利益・不利益を調整する必要が出てくる。

刑事裁判の記録の閲覧に関しても同様である。記録法が定めている規程は、被告人であった者のプライバシーや更生など関係者の利益と、裁判の公開や国民の知る権利などを総合的に勘案して、前者の事情が勝る場合に、例外的に記録へのアクセスを禁じるというものだ。

ただ、例外である以上、形式的画一的な対応ではなく、ケースごとにバランスを考慮して慎重な判断が求められるのは当然である。

氏名にしても、一律禁止ではなく、ケース毎に判断は異なるはずである。

たとえば、被告人が未成年であり、社会復帰の可能性がある場合などは、新聞などのメディアも名前を報じておらず、そうしたケースで裁判記録や刑事参考記録のリスト等の行政文書で名前を伏せるのは、理解できる。

しかし、未成年といっても、死刑囚だった特定個人A氏の場合は、早くから実名で報道されてきた。本人もまた、氏名を明かして特定書籍を発表し、死刑が確定後も作家活動を続けた。特定年月日に死刑が執行された時には、新聞各紙は一面で大きくこれを報じたが、見出しには実名がフルネームで大書されていた。執行後も、彼の名前はしばしばメディアに登場し、彼についての本や番組も多数出版・制作されている。今年（2017年）2月、獄中結婚した元妻との間で交わした書簡集が出版され、手紙の現物の展示会なども聞かれている。さらに、彼の第一次上告審で最高裁が示した、死刑を適用する場合の基準は、「〇〇基準」（〇〇は特定個人Aの姓）と呼ばれ、今も死刑判決が言い渡される際に、報道等でもしばしば言及される。（資料1参照）

このようなケースでは、裁判記録で、被告人だった者の名前を伏せる意味はまったくない。ましていわんや刑事参考記録のリストをや、である。

また、後述するロッキード事件のように、被告人が公人である場合は、そのプライバシーよりも裁判の公開や国民の知る権利の要請が勝るのは当然である。財田川事件などの死刑再審四事件やその他の冤罪事件では、多くの書籍が出版され、判決確定後も、本人たちは実名でメディアのインタビューを受けているケースが多数ある。

それを、氏名どころか、刑名、判決、事件名など、すでに公開されている情報を一律に不開示とした法務省の対応は、国民の知る権利や

刑訴法の原則を軽視しすぎるという点で、明らかにバランスを欠いている。

#### カ 刑事参考記録の保存と閲覧を定めた記録法9条の意義

日本の戦後は、様々な文書を焼却する煙とともに始まった。戦争犯罪に問われることを恐れた政府関係者による隠ぺいであった。裁判記録も例外ではなかった。言論弾圧事件として著名な「横浜事件」は、判決が言い渡されたのは、玉音放送が流れた直後であったが、公判記録はすべて焼却された。

戦後、刑訴法が制定された後も、刑事裁判の記録を保存・保管・利用するための法制定は遅れた。1949（昭和24）年の第5回国会に「訴訟記録の保管等に関する法律案」の提出が予定されていたが、記録をどこで保管するかについて、最高裁と法務庁（現在の法務省）との間で折り合いがつかず、従来 of 慣行で検察庁保管が続いた。保存に関しては、戦前の民刑訴訟記録保存規定を基準にした慣行が継続。ようやく1960（昭和45）年になって、法務省刑事局長通達「検務関係文書等保存事務暫定要領」が発出された。しかし、この「暫定」がさらに十数年も続いた。

その間に、多くの貴重な裁判記録が廃棄された。

1985年5月24日付特定新聞Aによれば、昭和電工事件、メーデー事件、チャタレイ事件、造船疑獄事件、全逓東京中郵事件など、戦後社会を揺るがし、あるいは時代を象徴する様々な事件の裁判記録の大半がすでに廃棄されていた。（資料2）

また、記録が残っていないために、再審を求める者は、準備に苦勞を強いられた。それは、吉田巖窟王事件や加藤老事件など、戦前から無実を訴えてきた事件に限らない。

検察庁に記録があっても、閲覧についての明確なルールがないために、再審準備の弁護人にそれを閲覧させないなど、検察官による恣意的な対応もあった。たとえば弘前大学教授夫人殺し事件。真犯人の出現を契機に再審請求の準備が始まり、弁護人らが確定記録を調査しようとして検察庁に所在を照会したが、なかなか回答がなく、しびれを切らして仙台高検に乗り込み、交渉したところ、検事の机に当該確定記録が置いてあった。にもかかわらず、検事は「すでに廃棄処分の手続を終わったものであり、参考記録として保存しているにすぎないから閲覧させる義務はない」として拒否。弁護人はやむなく、再審請求後に裁判所を通じて提出を求め、初めて閲覧することができた、というようなことまであった。

多くの著名刑事事件に弁護人として携わってきた故竹澤哲夫弁護士が、このような状況を憂え、日本弁護士連合会の機関紙「自由と正義

」1984年12月号に投稿し、「文化遺産としての刑・民裁判記録の保存」を訴えた。それを皮切りに、弁護士や作家、歴史家などから「時代時代の社会矛盾や、世相風俗を映し出した裁判記録の廃棄は、文化遺産の破壊だ」として記録の保存を求める声があがった。日本弁護士連合会のほか、学者や作家などの文化人からも、刑事裁判の記録の保存を定める法律制定の請願が出された。

そうした声を受けて、1987（昭和62）年の第108国会で記録法が制定された。

このような経緯からも明らかなように、記録法の最大の目的は、貴重な文化遺産であり、再審を求める人達にとっても大事な基礎資料である裁判記録を、検察庁が恣意的な判断で記録を廃棄するのを防ぎ、適切に保管・利用するということにあった。

同国会の参議院法務委員会で質問に立った橋本敦議員は、「この法案について、一番大きな目玉は、刑事参考記録、これが保存されることになりました第9条であります」と述べ、「歴史的、文化的に価値があるものを含めて、今後保存ということに道が開かれた、こう理解をしてよろしいのでしょうか」と質問。これに対し、政府委員は次のように答えている。「刑事参考記録といたしまして現在どのようなものが具体的にこれに当たると考えているのかということにつきまして、典型的に申し上げますと、重要な判例となった裁判がなされた事件など、法令の解釈適用上特に参考となるような事件、また国政を揺るがせた事件や犯罪史上顕著な事件、あるいは重要な無罪事件、その他全国的に社会の耳目を集めた事件、こういったものだと考えているところでございます。（中略）ただいま申し上げましたような典型的な事件は文化的な遺産あるいは文化的な価値があるものというふうにもなるかと思いますが、いずれにいたしましてもご指摘のような点は今後の運用の際に考慮いたしてまいりたいと思います。また、法曹三者いろいろつまりなどもございますので、そういうときにどういう記録を刑事参考記録として残すべきかということについて、ご意見を拝聴できるならばそれは選定に当たりまして十分考慮したい、かように思っているところでございます」（1987年5月14日、第108回参議院法務委員会での岡村泰孝法務省刑事局長答弁）

遠藤要法務大臣も、これに補足して、選定に当たっては「法曹界、学識経験者」の話を聞くと述べた。

政府委員が国会で述べたような類型や学識経験者らの意見がどのように選考に生かされ、「運用の際に」いかなる「考慮」がなされているのかを確認するために、刑事参考記録のリストを開示して欲しいというのが、私の請求の意図である。

それに対して、大半を黒塗りする行為で応えた法務省の対応は、記録法制定の趣旨を曲げるものであるにとどまらず、憲法が保障する国民の知る権利の侵害でもあると思う。

また、記録法9条は、「刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料である」裁判記録を刑事参考記録として保存することを定めると共に、第2項で学術研究のために刑事参考記録の閲覧をする道を開いた。重要な裁判記録を長期にわたって保存し調査研究に資することが、同条の目的でもあることは明らかだ。

ところが、どのような事件の記録が刑事参考記録として保存されているのかが判明していなければ、多くの場合、閲覧申請ができない。つまり、刑事参考記録のリストへのアクセスができなければ、同法の目的は達成されないということになる。

このことから見ても、保存庁以外の情報をすべて黒塗りした法務省の対応は、記録法の趣旨に反し、違法なものと言える。

#### キ 裁判記録の意義

犯罪は「社会を写す鏡」あるいは「時代を映し出す鏡」と言われる。刑事裁判の記録は、ある犯罪について、被告人という個人を裁いた記録であると同時に、その時の社会の一面や国の姿を写しとった貴重な歴史的記録でもある。さらに裁判記録は、その時々司法のありようを後世に伝える資料でもある。こうした資料が後にきちんと残され、様々な検証にさらされることは、人々の司法に対する信頼や関心、国家に対する信頼と誇りにもつながる。

裁判記録は、法務省や刑法学者らが、司法制度を検討する際に役立つだけのものではない。

記録法制定のために尽力した竹澤哲夫弁護士は、裁判記録について「当事者の利害を超えて、その時代、社会を反映する、歴史的資料としての価値を有する」と述べている。（「訴訟記録保存法制の現状と問題点」早稲田法学96巻2号）

歴史研究者も、裁判記録の重要性を再三訴えてきた。井ヶ田良治・同志社大学教授は、裁判記録は「国民の法的創造活動の成果であり」「日本人の法生活の歴史を研究する際の重要な資料でもある」ととどまらず、「社会史の好個の資料なのである」と述べている（「同志社法学」145巻5号）。

実際、これまでも、刑事裁判の記録を重要な資料として、様々な学術研究、ルポルタージュ、文学作品などが生まれてきた。ほんの数例を挙げる。

「都市と暴動の民衆史」（藤野裕子、有志舎）では、「第8章朝鮮人虐殺の論理」において、関東大震災時に朝鮮人虐殺に至った敵意や

恐怖がいかにして作られていったのか、事件の実態はいかなるものであったのかを、事件に係わった者たちの裁判記録を参考に考察している。災害時におけるデマの拡散は現在でも起きており、それは究極的な状況では人の命をも奪う。そのデマがいかに人を突き動かしていったかを探る本研究は、今に至る貴重な教訓を提起するものとなっている。

朝日新聞で編集委員を務めた疋田桂一郎氏による自社の犯罪報道の検証と、それに基づいて、やはり同紙の元記者で、評論家の上前純一郎氏が新聞記事のありようについて論じた「支店長はなぜ死んだか」（文春文庫）でも、被告人だった者の捜査段階での調書や公判での供述速記録などの裁判記録が重要な資料として活用されている。次女を殺害した鬼のような父親として報じられた父親が、執行猶予判決の後自殺したケースをつぶさに検証することで、警察の発表に依存した犯罪報道の見直しを迫った画期的な作品である。

沖縄返還時の密約についての報道が刑事事件に発展した、外務省機密漏洩事件をモデルにした山崎豊子氏の傑作「運命の人」（文春文庫）は、同事件の弁護人を務めた大野正男氏（元最高裁裁判官）が東京大学法学部図書館に寄贈した裁判記録を資料とし、そのうえで取材を重ねて書かれたものである。（なお、この記録については審査請求人も閲覧しており、そのうえで書いた記事を資料3として添付した）

作家の佐木隆三氏の直木賞受賞作「復讐するは我にあり」は、1963（昭和39）年から64年にかけて福岡・静岡・東京で発生した連続5人殺害事件について、その裁判記録を資料としつつ、取材を行って書かれたものであり、数度にわたり映画化・ドラマ化された。

#### ク 法5条1号と本件文書について

法5条1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）」を不開示としつつ、ただし書きイで、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は公開としている。

ここで言う「慣行として」とは、「公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる」（「詳解情報公開法」48頁）であり、社会的慣行として定着しているものを指す、と解すべきである。

しかるに、諮問庁は理由説明書の中で、被告人の氏名のほか「罪名、

確定年，刑名・刑期，いわゆる事件名」もすべて「個人に関する情報」であって，「慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報であると認めることはできない」と述べる。

これはまったくの誤りである。

刑事参考記録に指定される事件は，「重要な判例となった裁判がなされた事件など，法令の解釈適用上特に参考となるような事件，また国政を揺るがせた事件や犯罪史上顕著な事件，あるいは重要な無罪事件，その他全国的に社会の耳目を集めた事件」であり，当然のことながら，捜査の経過や裁判の結果は大きく報じられる。その後も，機会ある毎にメディアで取り上げられる。

たとえば，特定年月日 A には特定個人 B・元特定会社 A 会長が，特定年月日 B には特定個人 C・元特定会社 B 専務が死去したが，その計報記事ではそれぞれゼネコン汚職で贈賄罪に問われたことや，確定判決の内容が含まれていた。（資料 4）

特定年月日 C に，特定会社 C 元会長の特定個人 D 氏が死去した際には，翌日の新聞一面，社会面に計報が掲載された。リクルート事件についても，当然言及があり，確定刑も改めて伝えられている。

計報だけでない。こうした「国政を揺るがせた事件や犯罪史上顕著な事件」は様々な企画記事で後々まで語られる。たとえば，2016 年 12 月 5 日付特定新聞 A は，特定記事 A のタイトルで，検察官，証券取引等監視委員会会長としてリクルート事件やオリンパス粉飾決算事件などの指揮を執ってきた佐渡賢一のインタビューを掲載している。その中で特定個人 D 氏をはじめ，特定個人 E 特定会社 D 元会長，特定元首相 A の金庫番だった特定秘書，特定衆議院議員，特定元副総理などの実名と事件の関わりが語られている。

今年 3 月 4 日付特定新聞 B は，特定連載記事の 19 回目に特定記事 B のタイトルで，松永氏がリクルート事件当時を回顧。特定個人 D 氏の名前や写真なども掲載している。

また，現在捜査が行われている神奈川県座間市における連続殺人・遺体損壊事件に関する報道では，多数の遺体が見つかった過去の事件として，1971 年に若い女性が相次いで殺害された事件，連合赤軍による山岳ベース事件，東京・埼玉少女連続殺害事件，大阪愛犬家殺害事件，須賀川悪魔払い事件などが挙げられ，すでに刑を執行された特定個人 F，特定個人 G，特定個人 H，特定個人 I，特定個人 J らの元死刑囚や特定個人 K 死刑囚の名前や事件の概略などが伝えられている。

その他，この 1 年間に主要な新聞に掲載された，過去の「国政を揺るがせた事件や犯罪史上顕著な事件，あるいは重要な無罪事件，その

他全国的に社会の耳目を集めた事件」のほんの一部を、資料5として本意見書に添付する。新聞は、死刑判決が確定、もしくは執行された者、政治家や幹部公務員、大企業のトップだった者など公人、暴力団や過激派など反社会的組織のリーダー、無罪が確定している者に関する情報は、判決確定後も、実名と共に伝えているほか、そうでない者も事件名や事件の概要、刑名、刑期などは伝えられており、それがまさに「慣行」であることが、これらの記事からは明らかである。しかも、こうした記事は、記事のデータベースとその検索機能を利用することで、誰でも、80円から100円程度の費用で（図書館であれば無料で）、今も読むことができる。

こうした報道が、その時々社会状況や捜査のありようや司法判断などを伝えることで、結果として刑事司法が機能していることが国民に広く知らしめられ、それが国民の司法への関心や信頼につながる。その公益性は疑う余地もない。

以上の通りであるから、刑事参考記録となるような「国政を揺るがせた事件や犯罪史上顕著な事件、あるいは重要な無罪事件、その他全国的に社会の耳目を集めた事件」の「罪名、確定年、刑名・刑期、いわゆる事件名」は、いずれも「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であり、被告人氏名に関しても、少なくとも死刑確定者、政治家や幹部公務員、大企業の経営者などの公人、暴力団や過激派など反社会的組織のリーダー、無罪確定者などについては「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と言える。

#### ケ 関係者の不利益について

諮問庁は、理由説明書の中で「被告人やその親族等が不利益を受ける可能性」を繰り返しているが、その「可能性」はあまりにも漠然としている。

関係者が受ける不利益の有無を検討する際には、私が開示を請求している文書1は刑事参考記録のリストであり、文書2、3は刑事参考記録に指定する事実や事件の概要等が記録されたものであって、事件記録そのものではないことに留意すべきである。

どのような罪に問われ、裁判で有罪になったか否か、刑罰がどのようなものであるかは、前述のようにすでに公にされており、さらに判決確定後も慣行として公にされるものであって、文書1ないし3を開示することによって、ことさら新たに不利益を及ぼすわけではない。

諮問庁の理由説明書はこうも言う。

「一般書籍や中学・高校等の近現代史等の授業・教科書にも取り上げられているような事件であっても、上記情報の開示によって、被告

人やその親族等が不利益を受ける可能性があることには何ら変わりはない」

これには、失笑を禁じ得ない。

たとえば、高校の日本史や政治・経済の教科書には戦前・戦後のいくつかの刑事事件が取り上げられている。たとえば、戦前の大逆事件や横浜事件、戦後のものとしてはロッキード事件、リクルート事件、佐川急便事件、ゼネコン汚職などである。（資料6）

ロッキード事件の場合は、特定元首相Bの氏名はもちろんのこと、逮捕された時の写真、新聞記事なども教科書に載っている。この事件を巡っては、様々な本も出版され、インターネット上の百科事典でも、特定元首相Bをはじめ、関係者の実名が掲載されている。（資料7）

刑事参考記録のリストで、特定元首相Bの名前を伏せて、何の意味があるのだろうか。

まさか、ほとんどの教科書にも取り上げられているこの重要な事件が、刑事参考記録として残されておらず、その事実を知られたくないために、伏せているのだろうか。そんな疑念さえ湧いてくる。

教科書に事件名が掲載されているが、関係者の氏名までは載っていないものも、ネット上百科事典等で調べれば、公職にある者や大企業のトップなどの名前は分かる（資料8）。にもかかわらず、刑事確定記録のリストなどを黒塗りすることに、なんの意味もない。

リクルート事件では、そればかりか、被告人であった特定個人D・リクルート元会長自身が、判決確定から6年後に「リクルート事件・特定個人Dの真実」（中央公論新社）を出版している。この事件では、逮捕前・起訴時に大々的な報道がなされたが、裁判で特定個人D氏が主張したことは、メディアにほとんど無視されていた。特定個人D氏にとっては、自分の名前が出るのではなく、自分の主張、自分にとっての真実が、きちんと伝えられないままになっている状態こそが、耐え難い問題だった。裁判記録で、自身の主張を確認されることは、むしろ氏の望むところであろう。もっとも、（繰り返しになるが）私が見せて欲しいと言っているのは、事件の記録ではなく、その刑事参考記録のリスト等である。そこには関係者の住所等も記載されているわけでもなく、一般人が関係者を捜し出して、「被告人やその親族等」に何らかの不利益を与えることは考えられない。

そうしたことを全く考えることなく形式的に対応したのか、手間を惜しんで一律黒塗りにしたのか、それとも制定時の趣旨にのっとって記録法が運用されているかを確認されるのが嫌なのか、いずれにしても、民主主義国家の行政庁としてあってはならない態度である。

文書2及び3など、記録の冊数、刑事参考記録としての保管を上申

する理由などまで黒塗りされている。そうした情報で、特定個人を識別することなどできるはずもなく、いったい誰がどのような迷惑を被るといえるのか。さっぱり分からない。

また、「上申の理由及び参考事項」は、当該記録が諮問庁が挙げている保存目的のいずれに該当するのかなど、一般的な記述がなされていると思われる。にも関わらず不開示とする理由を、諮問庁はまったく説明していない。

#### コ おわりに

記録法が成立して、今年で30年になる。文書1は、その法律の「一番大きな目玉」である9条が、この間所管省庁によってどのように運用されてきたかを示すものであり、文書2、3は現在、どのように運用されているのかを示すもので、いずれも極めて公共性の高い情報である。

また、刑事参考記録は、国の「刑事法制及びその運用」という公共政策に必要だとして保存されているものでもある。どのような刑事事件を公共政策の参考としているのか、参考としうるものとして保存しているのかは、これまた極めて公共性の高い情報と言える。

さらに、刑事裁判における判決は、個人情報というより、国家がなした刑罰である。それを隠すのはおかしい。どのような事件に、どういう判決が下されたのかは、国家の刑罰権行使の記録として、国民がアクセス可能であるべきだと考える。

公文書管理法の制定を主導した特定元首相Cは、公文書管理や情報公開のあり方について、特定新聞Aのインタビューに応じて、次のように述べている。

「民主主義国家というのは、国民が様々な判断をするために正しい事実を知らなければいけない。民主主義の根幹にかかわる問題だ。同時に、文書が残ることで日本の歴史は残っていく。正しい信頼できる資料を、みんなが納得できるような形で残していくことが必要だ」（特定新聞Aデジタル2017年2月2日）

今回の法務省の対応には、到底納得できない。

貴審査会には、憲法、法、刑訴法、記録法の趣旨に則った、適切な判断をお願いしたい。

#### (3) 意見書2

ア 刑事確定記録保存簿と刑事参考記録等保存簿の一部不開示決定の取消しを開示を求めた、審査請求（諮問日：平成23年9月29日（平成23年（行情）諮問第495号））に対し、貴審査会は、平成24年7月23日に出された答申（平成24年度（行情）答申第122号）で、文書2（刑事参考記録等保存簿）について、次のような「付言」をつけ

ている。

＜既に言及したとおり、文書2に掲載された事件は、いずれも著名なものであるばかりか、裁判の確定から100年を超えるほどの長期間を経過した事件もあり、裁量的開示を許容する法7条の趣旨に照らしても、これらも一律に裁量によっても開示することができないとすることには、審査請求人の指摘する刑事参考記録の社会共有財産的な性格を考慮すると、にわかに納得し難いものが残る。そこで、諮問庁においても、その裁量権の適切な行使による開示に向けて、その具体的範囲、方法等を更に検討していくことが期待される。＞

この指摘がなされてからすでに6年近い年月が経っている。

貴審査会が指摘されたように、刑事参考記録は「社会共有財産的な性格」を有する。「いずれも著名なものであるばかりか、裁判の確定から100年を超えるほどの長期間を経過した事件もある。それが「一律に」非開示とされている現状は、続いている。

今回の私に対する「ほとんどが非開示」の決定からは、貴審査会の指摘を、法務省がまったく無視しているように見える。

今回の審査請求で法務省の対応をよしとすれば、事態は今後も変わらず、刑事参考記録の「社会共有財産的な性格」は置き去りにされ、あたかも法務・検察当局の財産であるかのような状況を、貴審査会が追認したことになってしまう。

そのようなことにならないよう、平成24年の答申を踏まえ、不開示の決定を取り消し、刑事参考記録の「社会共有財産的な性格」を取り戻していただきたい。

イ 記録法が制定される際の国会（第108回通常国会）の法務委員会（昭和62年5月26日）において、刑事参考記録について次のようなやりとりがなされている。

○安藤委員 やはり事務当局ばかりではなくて広く国民の意見を聞く。

そういうような趣旨も含めて、例えば法曹三者あるいはマスコミあるいは研究者、こういう人たちの意見を聞く、そういう機会をきちっと持てるように、例えば日弁連あたりは選定委員会と言っておりますが、名前は何でもいいのですけれども、そういうものをおつくりになって、そしてこの第9条の「思料する」という中身を充実させるというようなことをお考えいただくということはどうでしょうか。

○遠藤国務大臣 法務大臣が最終的に決定するということは間違いございませんけれども、事務当局でこれこれこれを永久保存したいとかいろいろのあれが出てくる場合に、私は、今先生のお話ではございませんけれども、法曹界なり有識者の方々のご

意見を聴取した後に法務大臣が最終的に決定したい、このように考えております。

しかし、刑事参考記録に指定する際に、法曹界や有識者の意見を聞くことが行われている、という話は聞かない。そのような組織がある、とも聞かない。

ということは、法務・検察当局の判断だけで指定が行われている可能性が高い。そうした指定によって、「刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料である」と考えられるものが漏れていた場合、「法曹界なり有識者の方々」が意見を申し入れ、法務大臣がそれに耳を傾けることで、初めて法務大臣が国会で答弁した法運用の趣旨は全うされる。

ところが、現時点でどのような記録が保存され、また保存されていないのか分からなければ、そうした意見を述べることもできない。

刑事参考記録のリストは、やはりきちんと開示されなければならない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 開示請求の内容及び処分庁の決定

###### ア 開示請求の内容

本件開示請求は、「1) 現在、保管されている刑事参考記録の件数及び保管場所が分かる文書 2) 上記刑事参考記録の訴訟が確定した時期は、いつからいつまでのものが分かる文書 3) 上記刑事参考記録のリスト 4) 上記刑事参考記録の利用状況が分かる文書 5) ①昨年、一年間で法務大臣が指定した刑事参考記録の件数②その罪名③判決確定年月日④それまで保管されていた検察庁⑤指定した時期一が分かる文書」を対象としたものである。

###### イ 処分庁の決定

処分庁は、「刑事参考記録一覧」(文書1)、「刑事参考記録指定上申(平成27年度)」(文書2)、「刑事参考記録指定上申(平成28年度)」(文書3)の3件の行政文書を本件対象文書として特定し、それぞれ特定の個人を識別することができる情報、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当すること、文書2及び文書3に添付されている判決書写しは、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に当たり、法の適用除外となることから一部開示決定(原処分)を行ったものである。

##### (2) 処分庁の判断及び理由

###### ア 諮問の要旨

審査請求人は、記録法の運用状況について研究するため、本件開示

請求をしたものであるが、原処分に対し、記録法9条1項において、「法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとする。」とされ、同条2項において、「法務大臣は、学術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、刑事参考記録を閲覧させることができる。この場合においては、第4条第4項及び第6条の規定を準用する。」とされていることから、刑事参考記録は、学術研究などの目的で必要と認められれば、閲覧させることが前提であり、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料として活用するために保管しているものであって、どのような事件が刑事参考記録とされているのかが明らかにされなければ、記録の閲覧を申し出ることができず、原処分は記録法の趣旨に反すること、さらに、不開示部分が被告人であった者の改善や更生を妨げるものではないことを理由として、原処分を取り消すことを求めているところ、処分庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

#### イ 不開示情報該当性について

本件対象文書は、処分庁が把握する刑事参考記録の一覧（文書1）及び記録事務規程（平成25年3月19日法務省刑総訓第6号大臣訓令）18条1項の規定により、検察庁の長が、刑事参考記録として保存することが適当と思料するときに法務大臣に送付する上申書、これに対して法務省から当該検察庁の長に送付される刑事参考記録として指定された旨の通知書（文書2及び文書3）である。

文書1に記載されている情報の内容は、番号、被告人、罪名、確定年、刑名・刑期、保存庁及び備考であり、その不開示とした部分には、刑事事件の被告人氏名のほか、罪名、確定年、刑名・刑期、いわゆる事件名の情報が記載されており、これらは、いずれも被告人という個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるものであり、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるから、法5条1号の個人に関する情報に該当するものと認められる。

また、文書2及び文書3に記載されている情報の内容は、氏名、罪名、刑名刑期等、確定年月日、保管期間の終期、記録の冊数、犯罪事実の概要、上申の理由及び参考事項等であり、その不開示とした部分には、刑事事件の被告人氏名、罪名、刑名刑期等、確定年月日、記録の冊数、犯罪事実の概要、事件名、上申理由、裁判経過、刑執

行状況、関連事件の被告人氏名、関連事件の罪名、関連事件の裁判経過、関連事件の記録の保存状況の情報が記載されており、これらは、いずれも被告人という個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるものであり、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるから、法5条1号の個人に関する情報に該当するものと認められる。

個人に関する情報の範囲は、当該情報に係る個人が誰であることを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、当該個人に関する一定の事柄が記述された部分の全体であるから、本件対象文書においては、各被告人ごとに、罪名、裁判内容等の記載全体が、それぞれ当該被告人の個人に関する情報に該当するものと認められる。

そこで、このような被告人の個人に関する情報について、法5条1号ただし書に規定される開示すべき場合に該当するか否かを検討する。

法5条1号ただし書イの該当性について検討すると、被告人氏名等その他処分庁が不開示とした部分については、訴訟が終結した刑事被告事件に関する情報であり、その内容は公開の法廷で言い渡されたものであるものの、裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保すること等の基本的な理念に基づき実施されているものであり、その限度において、当該裁判の被告人等はプライバシーが開披されるなど一定の不利益を受けざるを得ないが、それを超えて、個人の名誉や信用に直接関わる個人情報である刑事裁判を受けたという事実が、いかなる場面及びいかなる時点においても一般的に公表されるべきものであるとは言えず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認めることはできない。

法5条1号ただし書ロの該当性については、本件対象文書が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは言えず、これに該当する情報とは認められない。

また、法5条1号ただし書ハの公務員の職務遂行に係る情報に該当する情報とも認められない。

よって、本件対象文書の各被告人の個人に関する情報は、それぞれ法5条1号の不開示情報に該当する。

#### ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、現在、記録法の運用状況について研究しており、どういう事件が刑事参考記録に指定されているのかが明らかにされなければ、記録の閲覧を申し出ることができないことから、原処分は、

記録法9条の趣旨に反すると主張する。

この点、刑事参考記録は、保管記録のうち、保管期間が満了したものが対象となるのであり、その閲覧についても、検察庁の長の裁量によって認められるものであって、権利又は法律上保護された利益として認められているものではなく、本件対象文書の一部を不開示としたことは、記録法の趣旨に反するものではない。

刑事参考記録は、記録法9条1項に規定されているとおり、「刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料」であると思料するときに、法務大臣が保存するものであって、その目的は、法務省の所掌事務である刑事法制に関する立案（法務省設置法4条2号）、司法制度に関する立案（同条3号）、内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん（同条5号）、法務に関する調査及び研究（同条6号）、犯罪の予防（同条10号）等に資することにあると考えられる。

また、刑事参考記録を閲覧できるのは、記録法9条2項により「学術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合」であり、「法務省令で定める場合」とは、民事上又は行政上の争訟に関して刑事参考記録を閲覧する必要があると認める場合（刑事確定訴訟記録法施行規則14条1号）、刑事上の手続に関して刑事参考記録を閲覧する必要があると認める場合（同条2号）、その他特に刑事参考記録を閲覧する必要があると認める場合（同条3号）と規定されている。

刑事参考記録の閲覧の申出がなされた場合、刑事確定訴訟記録法施行規則15条により、当該記録に係る被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の長は、閲覧の目的、必要性、関係者の名誉等の利益に対する侵害など、閲覧により生じるおそれのある弊害の程度等の事情を総合的に勘案し、上記要件に該当するかどうかを判断し、閲覧の許否を決定することとなる。

そして、刑事参考記録の閲覧の申出に対する検察庁の長の処分に対しては、記録法8条、行政不服審査法又は行政事件訴訟法による不服申立てはできないものとされている。

このように、刑事参考記録は、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料として保存されるが、当該記録の閲覧は、その目的も含め検察庁の長が個別に判断するものであって、その閲覧は、権利又は法律上保護された利益として認められているものではない。

また、審査請求人は、原処分の不開示部分を開示して事件を特定することが、被告人の改善や更生を妨げるものではない旨主張する。

しかしながら、上記2で述べたとおり、当該不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するものであり、当該情報を開示することは、刑事裁判の被告人となった事実や特定の個人の前科に関する情報を開示することとなり、その情報の性質上、被告人のみならず、その親族等にも大きな不利益を及ぼす可能性があり、このような情報をみだりに開示されないとする保護法益は、十分尊重されなければならない。

たとえば、被告人が既に死亡した者であっても、その外部的な名誉や人格的価値に対して法律上の保護が与えられるべきであることは、法5条にいう「個人」には死者も含まれているとされていることや刑法230条2項の名誉毀損罪が死者の名誉を保護法益としていることに照らしても明らかであり、また、被告人の親族等の権利利益が尊重されるべきことは論を待たないところであって、年月の経過等によって、被告人やその親族等が不利益を受ける可能性が必ずしも消失するわけではない。

また、刑事参考記録に指定されている事件が、一般書籍や中学・高校等の近現代史等の授業・教科書にも取り上げられているような著名な事件であったとしても、上記情報の開示によって、被告人やその親族等が不利益を受ける可能性があることには何ら変わりはない。

さらに、備考欄等に記載された事件名を開示すれば、それによって被告人名が特定されるおそれがあり、被告人やその親族等が不利益を受ける可能性がある。

以上のとおり、審査請求人のこれらの主張は当たらない。

なお、審査請求書には、「処分庁の教示の有無及びその内容」の欄に「無」と記載されているが、原処分における本人宛ての通知には、「この決定について不服がある場合には、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます。」と記載されている。

### (3) 結論

以上のとおり、本件対象文書の不開示とした部分は、それぞれ特定の個人を識別することができる情報、個人の権利利益を害するおそれがある情報（法5条1号）に該当するため、原処分は妥当である。

## 2 補充理由説明書

- (1) 諮問庁としては、当初の理由説明書において、本件対象文書の不開示とした部分は、それぞれ法5条1号に該当すると説明したところであるが、本件対象文書の不開示とした部分中、被告人としての法人に係る部分である被告人名、罪名、確定年月日、刑名・刑期等、記録の冊数及び

備考欄に記載された情報は、同号に定める不開示情報に該当するほか、同条2号イに定める不開示情報にも該当するため、以下説明する。

- (2) 本件対象文書の「刑事参考記録一覧」の不開示とした部分中、被告人としての法人に係る部分である被告人名、罪名、確定年、刑名・刑期及び備考欄に記載された情報及び「刑事参考記録等指定上申書（平成27年度）」の不開示とした部分中、被告人としての法人に係る部分である被告人名、罪名、刑名・刑期等、確定年月日、記録の冊数は、いずれも法人に関する情報であって、当該情報が公となった場合には、当該法人が刑事裁判を受けた事実が明らかとなり、その結果、種々の憶測や風評を招き、消極的評価を受けるなどして、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該法人名等は、法5条2号イに該当する。

また、法5条2号ただし書の該当性については、当該法人名等が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは言えず、これに該当する情報とは認められない。

なお、被告人（法人）名、罪名、確定年月日、刑名・刑期等の情報は、当時の代表者等の関係で、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報と認められ、法5条1号に該当するものである。

- (3) したがって、当該法人名等の情報は、法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するとともに、同条2号イの当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月31日 審議
- ④ 同年11月16日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 平成30年3月22日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑥ 同年4月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同年7月30日 審議
- ⑧ 同年8月29日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑨ 同年9月28日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書3である。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号に該当するとして不開示と

する原処分を行ったところ、審査請求人は当該部分の開示を求めている。

なお、文書2及び文書3に犯罪事実の概要を示すものとして添付されている裁判書写しについては、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に当たり、法の適用除外となるとして不開示とされたが、この点については審査請求の対象にはなっていない。

これに対し、諮問庁は、不開示理由に法5条2号イを追加した上で、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、上記の同条1号及び2号イ該当を理由とする不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 本件不開示部分について

文書1は、表題と頁数の外、記録法9条1項に基づいて刑事参考記録として保存されている刑事事件の「番号」（刑事参考記録一覧の通し番号）、「被告人」、「罪名」、「確定年」、「刑名・刑期」、「保存庁」及び「備考」の各欄から構成される表であるところ、そのうちの「被告人」、「罪名」、「確定年」、「刑名・刑期」及び「備考」の各欄の記載内容部分が不開示とされており、また、文書2及び文書3は、刑事参考記録として保存することが適当である旨の上申がなされた刑事事件に係る被告人氏名や罪名等が被告人ごとに1通の上申書に記載されたものであるところ、そのうちの「氏名」、「罪名」、「刑名刑期等」、「確定年月日」、「冊数」、「犯罪事実の概要」（別添の判決書を含む裁判書の写しの記載を引用する場合の引用文言を除く。以下同じ。）、「事案の概要」及び「上申の理由及び参考事項」（一部。なお、事件名、裁判経過、刑執行状況、関連事件の被告人氏名、関連事件の罪名、関連事件の裁判経過及び関連事件の記録の保存状況を含む。以下同じ。）の各項の記載内容部分が不開示とされていると認められる。

### (2) 検討

#### ア 本件不開示部分の不開示情報該当性について

##### (ア) 文書1に係る本件不開示部分について

文書1に係る本件不開示部分のうち、被告人が個人であるものについては、各行ごとに各被告人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、文書1に係る本件不開示部分のうち、被告人が法人であるものについては、各行が当該法人を被告人とする刑事事件に関する上記(1)のとおり情報であることから、これを公にすることにより、当該法人が刑事裁判を受けた事実が明らかとなり、その結果、種々の憶測や風評を招き、消極的評価を受けるなどして、当該法人

の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって，当該法人名及びその「罪名」欄等の記載は，各行ごとに法5条2号イに該当すると認められる。

(イ) 文書2及び文書3に係る本件不開示部分について

文書2及び文書3に係る本件不開示部分のうち，被告人が個人であるものについては，上申書ごとに，全体として各被告人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また，文書2及び文書3に係る本件不開示部分のうち，被告人が法人であるものについては，上申書ごとに，全体として当該法人を被告人とする刑事事件に関する情報であることから，これを公にすることにより，当該法人が刑事裁判を受けた事実が明らかとなり，その結果，種々の憶測や風評を招き，消極的評価を受けるなどして，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって，当該法人名及びその「罪名」欄等の記載は，上申書ごとに全体として法5条2号イに該当すると認められる。

イ 法5条1号ただし書該当性及び部分開示（法6条2項）の可否について（被告人が個人であるものの関係）

(ア) 法5条1号ただし書該当性について

被告人が個人である場合に関し，法5条1号ただし書イ該当性について検討すると，被告人氏名等の不開示部分については，訴訟が終結し確定した刑事被告事件に関する情報であり，その内容は公開の法廷で言い渡されたものであるものの，裁判の公開は，裁判の公正と司法権に対する信頼を確保すること等の基本的な理念に基づき実施されているものであり，その限度において，当該裁判の被告人等はプライバシーが開披されるなど一定の不利益を受けざるを得ないが，それを超えて，個人の名誉や信用に直接関わる個人情報である刑事裁判を受けたという事実が，いかなる場面及びいかなる時点においても一般的に公表されるべきものであるとはいえず，慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報であると認めることはできない。

また，法5条1号ただし書ロ及びハに該当すると見るべき事情も存しない。

(イ) 部分開示（法6条2項）の可否について

本件不開示部分のうち，文書1ないし文書3の被告人氏名及び被告人氏名を含んだ事件名は，法6条2項の個人識別部分に該当すると認められることから，部分開示の余地はない。

また、本件不開示部分のうち、文書1の「罪名」、「確定年」、「刑名・刑期」及び「備考」の各欄に記載された情報（被告人氏名を含んだ事件名を除く。）や、文書2及び文書3の、「罪名」、「刑名刑期等」、「確定年月日」、「冊数」、「犯罪事実の概要」、「事案の概要」、「上申の理由及び参考事項」に関する記載内容は、個人識別部分とはいいい難いものの、本件対象文書が刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料となる刑事事件記録に関するものであることからすると、これを公にすることにより、これらの事柄に関して一定程度の知識を有する者には、当該被告人が誰であるかを特定することが可能となり、その刑事事件の概要を知られるおそれがあるといえるから、これにより個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められず、部分開示をすることはできない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

法7条は、開示請求に係る行政文書に法5条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合であっても、当該文書を開示することが公益上特に必要があると認めるときは、行政機関の長の裁量により、当該文書の開示をすることができるとしている。

本件対象文書に掲載された事件には、著名なものも含まれる上、裁判の確定から100年を超えるほどの長期間を経過した事件もあるところ、対象となる情報が個人又は法人の権利利益の侵害が問題となる場面であることから、法7条の適用に当たって、特に慎重な検討が必要であることは明らかであるが、同条の趣旨に照らせば、これらも一律に裁量によっても開示することができないとすることには、審査請求人の指摘する刑事参考記録の社会共有財産的な性格を考慮すると、にわかに納得し難いものが残る。そこで、諮問庁においては、その裁量権の適切な行使による開示に向けて、どのような事件が刑事参考記録として保存されているかが分かる情報を明らかにすることの是非や、その具体的範囲、方法等を更に検討していくことが期待される。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号及び2号イに該当することから不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

文書 1 刑事参考記録一覧

文書 2 刑事参考記録指定上申（平成 27 年度）

文書 3 刑事参考記録指定上申（平成 28 年度）